

大阪商工会議所 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

2022年4月1日～2026年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

【目標】男女ともに育児休業を取得しやすい環境を整備し、特に男性の育児休業取得率を計画期末時点5年平均で20%以上とする。

【取組内容】

- 2022年4月～
 - ・ 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出があれば、育児休業制度等が利用しやすいよう個別に情報提供を行う。
 - ・ 主に管理職を対象に、育児休業、とくに男性の育児休業に関する知識向上や啓発に資する研修を実施する。

- 2024年4月～
 - ・ 育児休業の取得状況を踏まえ、必要な施策を検討・実施する。

以上